

集団的自衛権行使で外相

他国内乱も該当可能性

岸田文雄外相は3日の参院平和安全法制特別委員会で、安全保障関連法案で集団的自衛権の行使要件となる「密接な関係にある他国への武力攻撃」に、他国内乱が該当する可能性があるとの見解を示した。「一般に、国家以外の主体による攻撃であっても組織的、計画的な武力行

使であれば該当する」と述べた。

同時に「内政干渉は行わない。国際法上、純粹に国内の関係だけで行われる実力の行使が武力攻撃を構成することはない」とも強調した。答弁に曖昧さが残り、あらためて行使基準の不明確さが浮き彫りになった。